

静岡県告示第538号

次のとおり解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和4年7月26日

静岡県知事 川勝平太

1 解除予定に係る保安林の所在場所

伊豆市土肥字松原2648の2・2649の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）